

「郵便による入札について」

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための取り組みとして、これまで持参による入札で執行していた入札を、当面の間、郵便での入札（以下「郵便入札」という。）により下記のとおり実施することとします。

入札参加希望者は、公告、入札参加説明書等を御確認の上、入札に御参加ください。

1. 対象となる入札

一般競争入札

2. 入札書の提出方法等

（1）入札書の記入・押印

入札書の記入については、持参による入札と同様とし、入札参加者の住所氏名（法人にあっては、法人の所在地、法人名及び代表者名。）を記入し、代表者届出印を押印してください。

（2）郵便入札用封筒及び封入物

① 封筒

・郵便入札用封筒は指定しませんので、各自の封筒を使用してください。

② 封筒の記載事項

- ・宛先
- ・入札（開札）日
- ・件名
- ・「入札書在中」・・・朱書
- ・一般書留郵便又は簡易書留郵便・・・朱書
- ・入札参加者の住所及び氏名（法人にあっては、法人の所在地、法人名及び代表者名）

③ 封入書類

- ・入札書、積算内訳書
- ・入札通知書受領書原本（指名競争入札の場合）

※ 封筒には、提出書類を確認のうえ、糊でしっかり封かんし、代表者届出印で封印してください。

（3）提出方法

- ・郵便局窓口で「一般書留」又は「簡易書留」により下記宛先に郵送してください。

【郵送先】

〒519-1402
柘植郵便局留
社会福祉法人青山福社会 特別養護老人ホームいがの里
理事長 小竹 紀忠 あて

- ・郵送に要する経費は、入札参加者の負担とします。
- ・郵便局から渡される差出控えは、入札が終わるまで保管してください。

[注] 入札書は当法人に持参いただいても受付は行いません。

- ・当法人に届いたものは無効となります。
- ・別紙「郵便入札封筒の記載例」を参照ください。

(4) 到着期限

入札通知書又は公告等で掲載しました到着期限までに矢持郵便局に必ず届くよう手続きをしてください。なお、郵送手続きは、質問回答期限後をお願いします。

※郵便局留は、郵便局に届いてから10日を経過しますと、当法人で受取りができなくなりますので、郵送にあたっては十分ご注意願います。

(5) その他

郵送後に入札書を書換え、引換え、又は撤回をすることはできません。

3 入札書

(1) 入札書記載方法

入札書は入札通知書等に添付した法人指定様式を使用して、入札金額（税抜き）及び工事名等必要事項を記載し代表者届出印を押印してください。また、下欄には任意の3桁の数字（001～999）をくじ番号とするので忘れずに記入してください。

なお、代表者届出印の押印のないものは無効とします。

[記入例]

くじ番号欄（入札書の右下欄）

くじ番号 3 4 5

←（3桁）

(2) 受領期限以降は、差し替え及び再提出は認めません。

4 入札の辞退

(1) 入札を辞退する場合は、入札書提出期限までに当法人本部（電話：0595-45-8875）まで電話連絡のうえ、**入札辞退届**を提出してください。

また、提出期限までに入札書が届かなかった場合は入札を辞退したものとみなします。

【提出先】

〒519-1413

三重県伊賀市腰山1135番地

社会福祉法人青山福社会 特別養護老人ホームいがの里 あて

5 開札

(1) 入札回数

郵便入札においては、1回とします。

(2) 開札の立会い

開札は、法人役員及び行政職員立会いのうえ開札します。なお、参加者が立会いを希望する場合は、開札日の前日までに当法人まで連絡をすることにより立ち会いをすることができます。

(3) 同価格入札の取扱い

開札の結果、落札となるべき同価格の入札をした者が2者以上あるときは、入札書に記入された任意のくじ番号を用いて、くじにより落札者を決定します。

なお、くじ番号に数字の記入がない場合、数字が不明瞭な場合のくじ番号は「000」とします。

【くじの方法】

くじ対象者が入札書に記入されたくじ番号と、法人が事前に定める予定価格調書に記載したじく番号との開きが少なかった入札者を落札候補者とします。

(4) 落札者への連絡

落札者等を決定したときは、速やかに該当者に電話連絡することとし、後日郵送にて落札決定通知書を送付します。

(5) 開札結果の公表

落札決定後に入札参加業者名、落札業者名、落札金額を閲覧又は施設内に掲示する方法で公表します。

5 入札の延期、中止及び取り消し

郵便入札において、郵便事情等により事故が発生したとき又は不正な行為等により必要があると認めるときは、入札の延期、中止又は取り消しをします。

6 入札等の無効及び失格等

法人建設工事等手続契約要領、入札心得等に基づくほか、郵便入札においては下記に該当するものは無効とします。

- ① 一般書留又は簡易書留以外の方法で入札書を提出したもの。
- ② 入札書が到着期限を過ぎて到着したもの。
- ③ 郵便入札用封筒に記載された件名又は差出人が誤っているもの。
- ④ 郵便入札用封筒に入札件名、開札日又は差出人が記載されていないもの。
- ⑤ 郵便入札用封筒に記載の入札件名又は差出人と同封された入札書の入札件名又は入札者名が相違するもの。
- ⑥ 柘植便局留めではなく、当法人本部に直接届いたもの。
- ⑦ 封筒に代表者届出印で封印がされていないもの。
- ⑧ 開札日が異なる入札書を同封したもの。

<別 紙>

【郵便入札封筒記載例】

(表)

朱書き

1402
1402
519

柘植郵便局留

社会福祉法人青山福祉会
特別養護老人ホームいがの里
理事長 小竹 紀忠 (法人本部) あて

〇〇 書留

入札書在中

切手

入札(開札)日	令和 年 月 日入札
件名	〇〇〇〇〇〇工事設計

(裏)

印

印

印

差出人	住所又は	〒 ××× - ××××
	所在地	〇〇市△△××番地
	名称及び	〇〇〇株式会社
	氏名	〇〇 〇〇

入札心得

- 1 落札に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載しなければならない。
- 2 入札の方法、入札の無効の要件及びその他入札並びに工事の施工についての必要な事項は、次のとおりとする。
 - (1) 入札書の宛名は理事長宛とし、1件ごとに作成して封書のうえ、入札者の氏名又は法人名及び工事名等を表記する。
 - (2) 入札書の氏名等の記載は、次のとおり取り扱う。
 - ア 入札者本人の住所、氏名(法人にあっては、法人の所在地、名称及び代表者氏名。以下同じ。)が記載され押印のある入札書により入札する。
 - (3) 入札執行回数は、1回とする。
 - (4) 落札者となる額の入札をした者が二人以上あるときは、くじで落札者を決定する。
 - (5) 次のいずれかに該当するときは、その者の入札は無効とする。
 - ア 入札に参加する資格のない者が入札したとき。
 - また、(8)イによる参加資格喪失届が受理された場合は、その者の応札は無効として取り扱う。
 - イ 入札者が同一案件の入札に対し二以上の入札をしたとき。
 - ウ 入札者が他人の入札の代理をしたとき。
 - エ 入札に際して連合等の不正行為があったとき。
 - オ 入札者が定刻までに入札書を投函しないとき。
 - カ 金額を訂正した入札をしたとき。
 - キ 記名、押印を欠く入札をしたとき。
 - ク 入札書における誤字、脱字等により意思表示が不明瞭なとき。
 - ケ その他契約担当者があらかじめ指示した事項に違反したとき。
 - (6) 次のいずれかに該当するときは、その者は失格とする。
 - ア 入札金額が最低制限価格を下回る入札をしたとき。
 - イ その他入札の執行を妨げたとき。
 - (7) 入札参加者が談合し、又は談合を行った可能性のある不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくはとりやめることがある。
 - (8) 入札の辞退及び参加資格喪失に関する取扱いは、次のとおりとする。
 - ア 一般競争入札においては、原則として入札参加を辞退できないものとする。ただし、価格競争入札にあっては入札書受付開始日時までに、やむを得ないと認められる場合に限り、入札辞退届を提出することによって入札参加を辞退することができる。
 - なお、緊急を要する場合は、電話等(受付は8時30分から17時まで(土日祝日

除く))により辞退を届け、後日、入札辞退届を提出しなければならない。

イ 競争参加資格事前条件の確認を受けた者は、競争参加資格条件を満たさなくなったときは、速やかに参加資格喪失届を提出しなければならない。

なお、緊急を要する場合は、電話等(受付は8時30分から17時まで(土日祝日を除く))により参加資格喪失を届け、後日、参加資格喪失届を提出しなければならない。

(9) 落札決定までの期間は、落札者に限り配置予定技術者の他工事への配置予定等を制限するものとし、他工事の入札において配置予定技術者として申請している場合は、他工事について参加資格喪失届を提出しなければならない。

また、落札者以外の者で、落札決定までの期間に他工事を落札するなどした結果、当該工事の参加資格を喪失した場合は、その者は速やかに当該工事について参加資格喪失届を提出しなければならない。

(10) 入札に際して工事等内訳書を提出することとし、工事等内訳書には、数量、単価、金額等を記載しなければならない。なお、提出した工事等内訳書の不明な点を説明できない者は失格とする。

ア 工事等内訳書が次のいずれかに該当する者の入札については無効とする。

- ① 工事等内訳書を提出しないとき。
- ② 工事等内訳書の金額と入札額が一致していないとき。
- ③ 一括値引き、減額の項目が計上されているとき。
- ④ 記載すべき項目が欠けているとき。
- ⑤ その他不備があるとき。

イ 再度入札時に係る工事等内訳書の提出は不要とする。

ウ 工事等内訳書は返却しません。

エ 工事等内訳書の差換え、再提出は認めない。

(11) 共同企業体が入札する場合は、入札書を構成員全員の連名で記載し押印しなければならない。共同企業体の代表者名で入札する場合は、他の構成員全員からの委任状を入札書投函前に提出しなければならない。

(12) 建設工事で専任を要する主任技術者等については、参加申請受付の最終日以前に3か月以上の恒常的な雇用関係にある者を配置しなければならない。ただし、合併、営業譲渡又は会社分割による所属企業の変更があった場合や、緊急の必要その他やむを得ない事情がある場合については、3か月に満たない場合であっても恒常的な雇用関係にあるものとみなす。

(13) 入札参加者は公正な入札の確保に努めなければならない。なお、次のいずれかに該当する場合は不正・不誠実な行為とみなす。

ア 入札参加者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ったとき。

イ 入札参加者が、入札において、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思について相談したことが認められたとき。

ウ 入札参加者が、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開

示したことが認められたとき。

エ (8)ア又は(8)イで届けた理由又は内容が、虚偽若しくは著しく事実に反すると認められるとき。

(14) 落札者(共同企業体の場合はその構成員をいう。)が契約を締結するまでに三重県から資格停止等を受けた場合は、契約を締結しないことがある。

また、次のいずれかに該当する事実を確認した場合は、落札決定を保留し又は契約の締結を保留する。

ア 三重県建設工事等資格(指名)停止措置要領の別表第2-1「贈賄」に該当する容疑で強制捜査を受けたとき。

イ 三重県建設工事等資格(指名)停止措置要領の別表第2-2「独占禁止法違反行為」に該当する容疑で犯則調査を受けたとき。

ウ 三重県建設工事等資格(指名)停止措置要領の別表第2-3「競売入札妨害又は談合」に該当する容疑で強制捜査を受けたとき。

(15) 入札心得に定める規定により、落札決定を保留し又は契約を解除又は締結しない場合は、当法人は一切の損害賠償の責を負わない。

(16) 入札に関する質問は、文書でのみ受け付け、電話・口頭など個別では受け付けない。

3 入札をした者は、入札後において、この入札心得及び設計図面等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

4 当該入札に係る費用は、入札参加者の負担とする。

(別 紙)

入札書等の記入について

1. 「入札心得」を熟読のうえ、入札に御参加ください。
2. 入札書の「履行場所」の欄には 「三重県伊賀市腰山地内及び愛田地内」と記入してください。
3. 下記の封筒記入例を参照してください。

<封筒記入例>

【表】

社会福祉法人青山福社会	
理事長 小竹 紀忠 様	
<u>工事等の名称</u> _____	
住 所	
商号又は名称	
代 表 者 名	印

【裏】

